



第 1 章

計画の基本的事項

第 1 節 基本的事項

第 2 節 計画策定の方針

第 1 節 基本的事項

1 計画策定の背景

「塩尻市環境基本計画」は、平成 12 年（2000 年）に策定され、平成 18 年（2006 年）に「塩尻市環境基本計画中期計画」、平成 22 年（2010 年）に「塩尻市環境基本計画後期計画」の 2 回の見直しを経て、平成 26 年度（2014 年度）に目標年度を迎えました。

「塩尻市環境基本計画後期計画」策定からこの間、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化への対策、持続できる社会の形成に欠かせない資源・エネルギーの循環的利活用、大気や水等の環境保全やごみの発生抑制、自然環境の保全等は引き続き重要な環境問題となっており、関連する法や計画の整備が進んでいます。加えて、東日本大震災以降、全国的に広がる*省エネルギー行動等、環境政策や社会状況が変化しています。

こうした背景に対応しながら、様々な環境課題を的確にとらえ、取り組んでいくために、「第二次塩尻市環境基本計画」を策定します。

2 計画策定の目的

塩尻市は、平成 10 年（1998 年）1 月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力の下、自然と人との共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。

塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。

「第二次塩尻市環境基本計画」は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されるもので、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

塩尻市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、*環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人との共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

3 計画の役割と位置づけ

「第二次塩尻市環境基本計画」は、「塩尻市環境基本条例」第6条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を策定するものです。また、市の上位計画である「第五次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

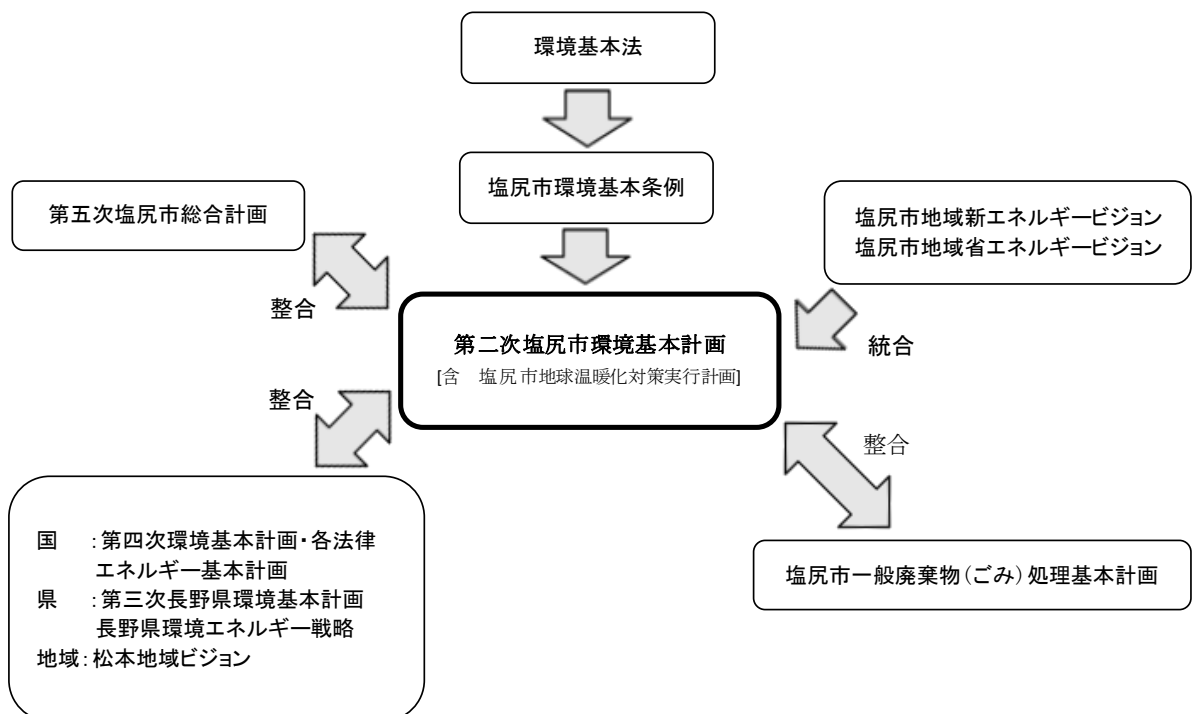
本計画には、地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として、「塩尻市地球温暖化対策実行計画」を組み込みます。

また、個別計画である「塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等、関連する計画との整合・連携を図ります。

塩尻市環境基本計画の役割

- 「第五次塩尻市総合計画」を環境面から支える。
- 環境施策の基本的な考え方を示し、総合的かつ計画的な施策の展開を図る。
- 目標を設定し、達成状況の把握及び点検を行う。
- 環境保全のために市民・事業者・市が果たすべき役割を明らかにする。

塩尻市環境基本計画の位置づけ



4 計画の期間

「第二次塩尻市環境基本計画」の期間は、「第五次塩尻市総合計画」の期間と整合させ、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）を目標年度とした9年間とします。また、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化等を踏まえ、3年ごとに施策や目標値の見直しを検討します。

	平成 27 年度～	平成 35 年度	
第二次塩尻市環境基本計画 第五次総合計画長期戦略	9 年		
	平成 27 年度～	平成 30 年度～	平成 33 年度～
第五次総合計画 中期戦略	3 年	3 年	3 年

5 計画の範囲

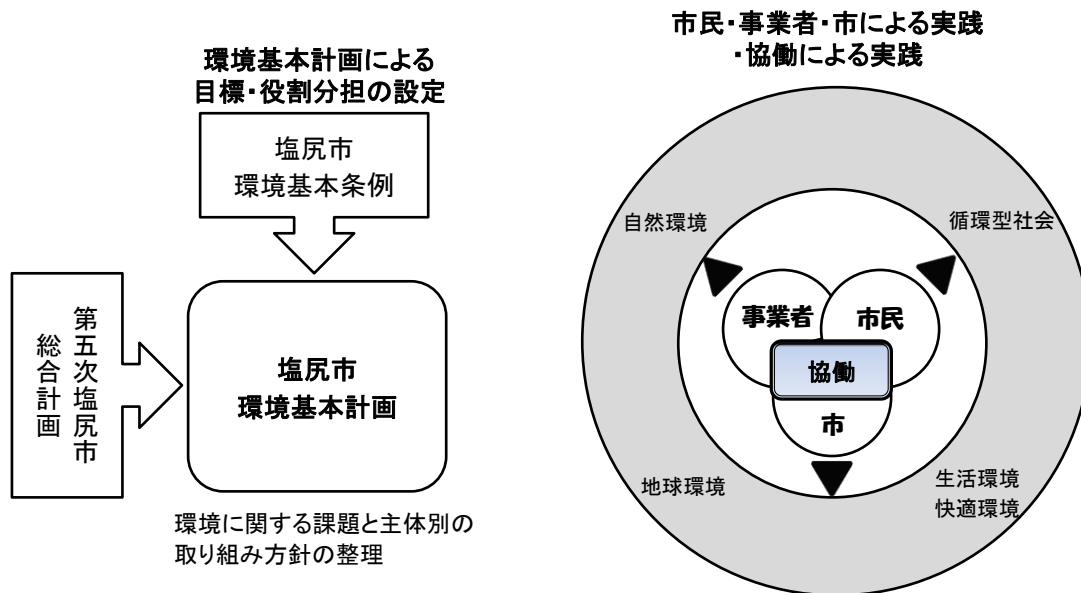
「第二次塩尻市環境基本計画」が対象とする地域は、本市全域とします。

私たちを取り巻く環境は、大気や水質、騒音、悪臭等公害問題、自然環境の保全、廃棄物問題、景観の保全等から地球環境問題まで幅広く、それぞれが関連しています。計画推進のために共通する取り組みを「環境学習・協働」とし、対象とする環境の範囲を、「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」とします。

環境学習・協働	次の各環境等に対する、市民・事業者・市の意識啓発や学習活動、協働による環境保全
地球環境	地球温暖化等、地球規模の環境や省資源・省エネルギー、*再生可能エネルギーの導入促進
循環型社会	ごみの発生を抑制し、資源循環することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会
生活環境	大気、水、土壌、騒音等生活するうえで関わる環境
快適環境	緑に親しめる生活空間、歴史的町並み等快適性に関わる環境、良好な景観
自然環境	野生生物の生息環境や森林、水辺等の生態系を含めた環境

6 推進主体

塩尻市環境基本条例では、環境を保全していくための市民・事業者・市の責務を定めています。「第二次塩尻市環境基本計画」では、市民・事業者・市の各主体が、条例に定められた責務を認識するとともに、協働により環境保全への取り組みを実践していくことを目指します。



塩尻市環境基本条例（抄）

（市の責務）

第3条 市は、環境の保全に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的特性に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーを有効利用し、廃棄物の発生を抑制すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、地域における環境の保全に関する取組を推進し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

7 推進体制

本計画は、環境に係わる様々な施策を多岐にわたって展開する計画です。

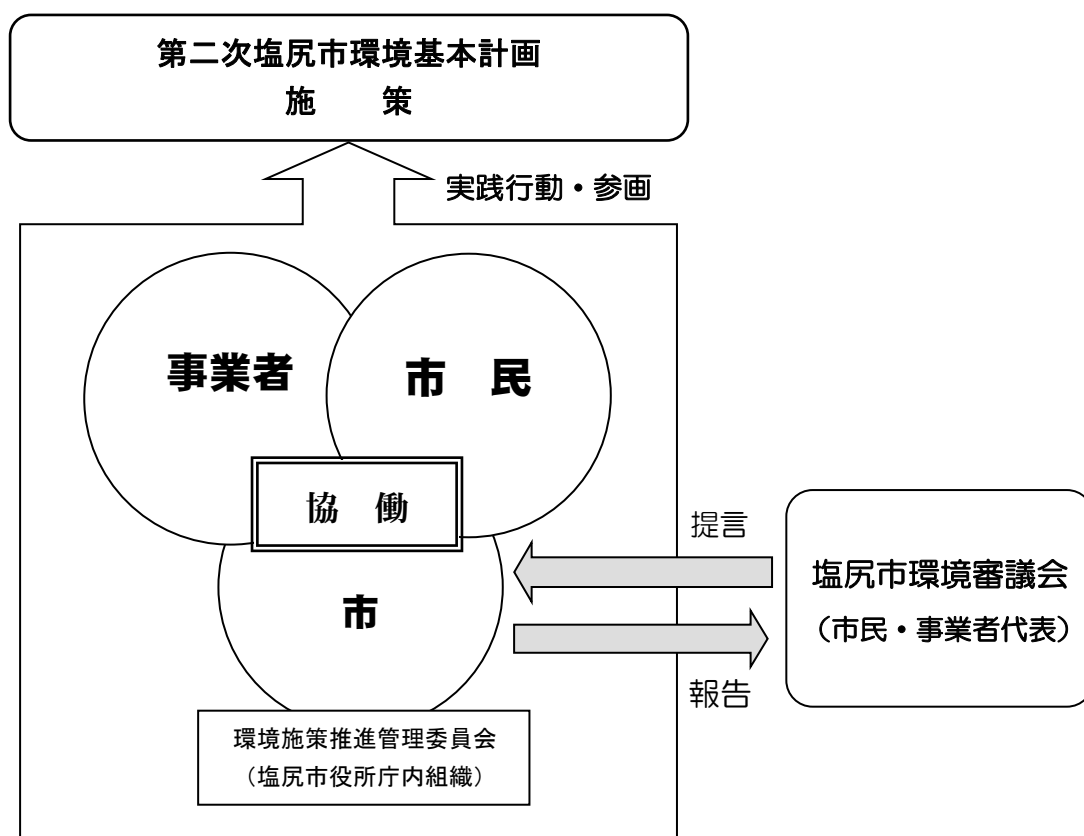
各施策を実現していくためには、市民・事業者・市の各推進団体が、それぞれの責務と役割を果たすことが大切ですが、これからは各主体の取り組みとともに、それぞれが連携し、協働による取り組みを推進することが重要です。

計画の全体推進管理については、塩尻市役所の庁内組織である「*環境施策推進管理委員会」が、進捗状況の把握や取り組みの推進を行います。

市は、毎年度、本計画の進捗状況を塩尻市環境審議会に報告するとともに、計画に基づく取り組み状況及び課題をまとめた「塩尻市環境白書」を作成し、公表することとします。

また、計画の実効性を高めるため、塩尻市役所*ISO14001にも用いられている*PDCAサイクルに基づく推進管理を図っていきます。目標の達成状況等の点検を行い、必要に応じて施策や目標値の見直しを検討します。

塩尻市環境基本計画の推進体制



第 2 節 計画策定の方針

1 策定の方針

計画の策定にあたっては、以下の項目について着目し、検討を行いました。

(1) 第五次塩尻市総合計画との整合

「第二次塩尻市環境基本計画」は、「第五次塩尻市総合計画」が目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」の実現に向け、環境面の施策を推進する役割を担っています。このため、「第五次塩尻市総合計画」と施策の整合を図りました。

(2) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含めた計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、都道府県及び指定都市、中核市、特例市を除く市町村においても「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定は努力規定となっています。本計画には、地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として、「塩尻市地球温暖化対策実行計画」を組み込み一本化した計画としました。

(3) 塩尻市地域新エネルギービジョン及び塩尻市地域省エネルギービジョンの統合

本市では、平成 15 年度（2003 年度）に「塩尻市地域新エネルギービジョン」を、平成 17 年度（2005 年度）に「塩尻市地域省エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの利用促進及び省エネルギーの普及啓発に取り組んできました。

「第二次塩尻市環境基本計画」では、「塩尻市地域新エネルギービジョン」及び「塩尻市地域省エネルギービジョン」と重複していた目標や施策内容を整理、統合し、進捗管理の効率化を図りました。

(4) 環境に対する市民及び事業者の意識や取り組みの把握

市民及び事業者へのアンケート調査を実施し、市民及び事業者の環境意識並びに取り組み状況を把握しました。これまでの環境施策の評価や抽出した課題を踏まえ、環境基本計画の内容に反映しました。

(5) 塩尻市環境基本計画後期計画の進捗状況の把握・評価

「塩尻市環境基本計画後期計画」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）のうち、市の取り組みについては、塩尻市役所 ISO14001 に基づき、PDCA サイクルによる進捗管理を行ってきました。また、平成 19 年度からは、年度ごとに取り組み状況や課題についてまとめた「塩尻市環境白書」作成し、公表しています。

計画の見直しにあたっては、各関係課にヒアリングを実施し、後期計画における取り組み状況、目標の達成状況、課題等を総括して内容に反映しました。

（資料編 83 ページ「塩尻市環境基本計画後期計画における取り組み」を参照）

(6) 環境に関する社会情勢の変化

「塩尻市環境基本計画後期計画」の策定から 4 年が経過し、環境を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国においては平成 24 年（2012 年）4 月に「第四次環境基本計画」が、長野県においては平成 25 年（2013 年）2 月に「第三次長野県環境基本計画」が策定され、地球温暖化対策、循環型社会の形成、自然環境の保全などの取り組みが推進されています。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、計画の策定に反映しました。

ア 協働による環境保全に関する情勢

地球温暖化やごみの問題、自然環境の保全など、現代社会が直面する環境問題は複雑化、多様化の度合いを一層深めています。複雑化、多様化した環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市が環境との関わりを理解し、それぞれの役割分担のもとに、連携して環境保全に取り組む「協働」が重要な鍵となります。

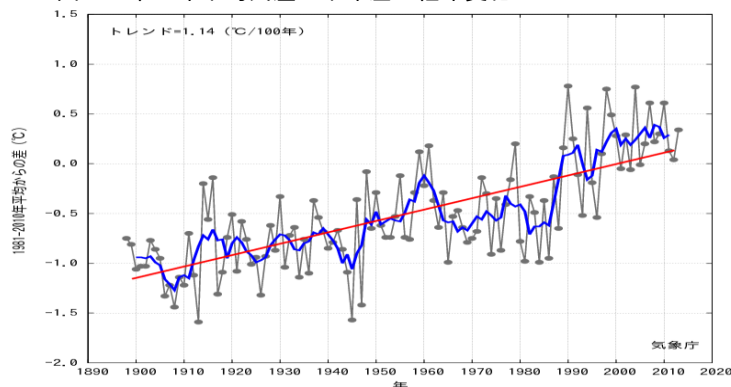
このため、市民・事業者・市が積極的に環境情報を持ち寄り、コミュニケーションや交流・連携を図ることが必要となっています。

イ 地球温暖化対策に関する情勢

石油等の化石燃料を燃やすと温室効果ガスである二酸化炭素が排出されます。現在、温室効果ガスの排出量が増加したことによる地球温暖化が進んでおり、集中豪雨、洪水や干ばつ等の異常気象の頻度の増加等、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。

このようなことから、二酸化炭素等、温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

図：日本の年平均気温の平年差の経年変化



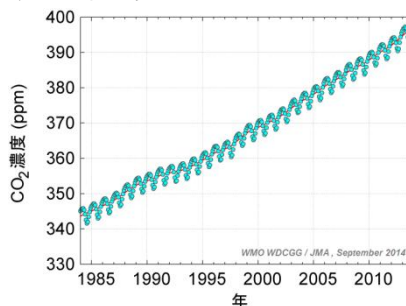
日本の年平均気温は、長期的には 100 年あたり約 1.14°C の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。

資料：気象庁

図：地球全体の二酸化炭素の経年変化（1898 年～2013 年）

地球全体で見て、近年の二酸化炭素濃度が上昇していることが分かります。

資料：気象庁



ウ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情勢

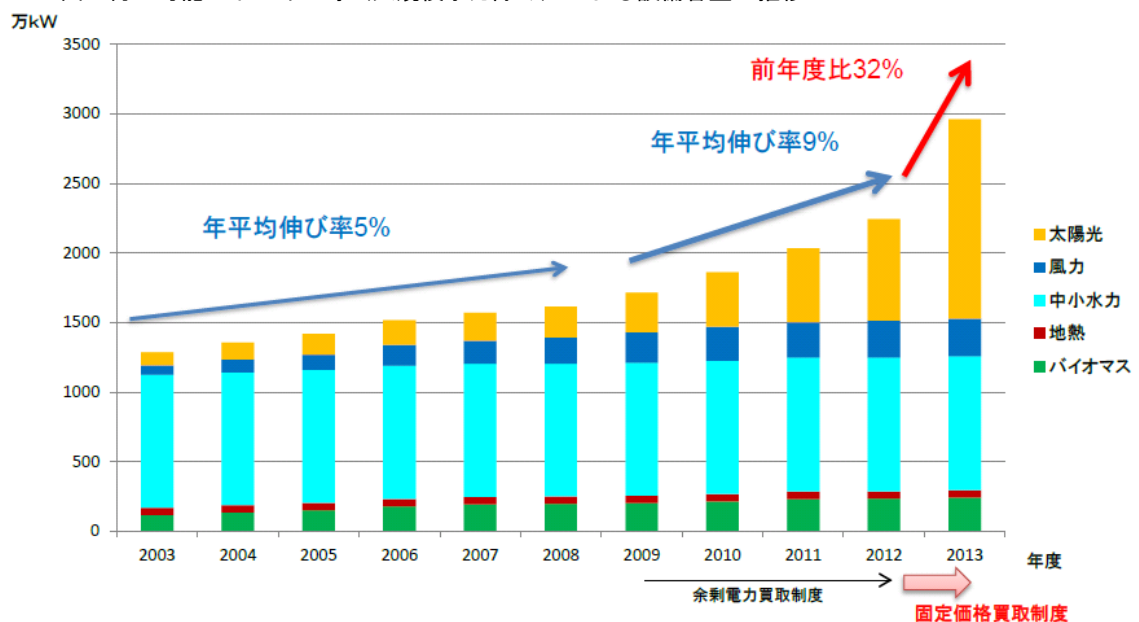
近年のライフスタイルや気候の影響のほか、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機として原子力発電所が停止し、電力供給不足により全国で電力需要がひっ迫し、省エネルギーの推進が求められています。

また、足りない電力を補うため、火力発電による発電量が増加したことにより温室効果ガス排出量が増加しています。

このような状況を受け、原子力発電に代わる電力供給源としての視点も加わり、再生可能エネルギーに対する期待は、かつてないほど高まり、加えて平成 24 年（2012 年）7 月に再生可能エネルギーの*固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーを活用したビジネスへの参入に対する取り組みが広がっています。

平成 24 年（2012 年）9 月には長野県、本市、民間事業者をはじめとする産学官連携体制の下、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州 F・POWER プロジェクト」がスタートし、市民の森林への関心やその恵みを享受していく機運が高まっています。

図：再生可能エネルギー等（大規模水力除く）による設備容量の推移



平成 21 年（2009 年）に 500kW 未満の太陽光を対象に余剰電力買取制度が開始されて以降、大規模水力を除く再生可能エネルギー等による設備容量の年平均伸び率は 5%から 9%に上昇しています。

平成 24 年（2012 年）7 月に固定価格買取制度が開始されて以降は、設備容量は前年度比 32%上昇しています。

資料：資源エネルギー庁

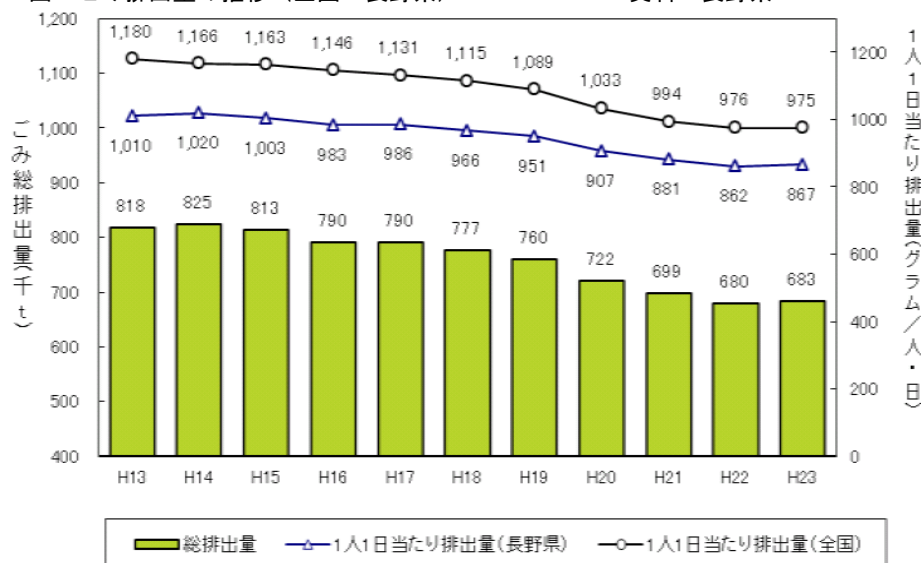
エ ごみの削減・リサイクルに関する情勢

我が国においては、大量生産・大量消費・大量破棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルは見直されてきていますが、ごみの発生抑制や*3R（リデュース・リユース・リサイクル）については、更に取り組みを進めていく必要があります。

本市のごみの総排出量は、一般家庭のごみ処理有料化以後減少し、ほぼ横ばいで推移していますが、可燃ごみが微増傾向にあります。ごみと資源を分別し、資源の再利用を一層進めること等により、家庭ごみ排出量を更に減少させていくことや、事業系ごみの排出量を減少させていくことが求められています。

図：ごみ排出量の推移（全国・長野県）

資料：長野県



オ 自然環境に関する情勢

将来にわたり自然の恵みを享受していくためには、生物の多様性を維持し、豊かな自然環境を守っていくことが重要です。我が国では、平成22年（2010年）3月に「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、地球規模でも*生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を目指し、取り組みが進められています。

本市は市街地周辺に*里地里山環境が多く残されています。この環境は、人が農林水産業に携わりながら維持、管理することで保ってきた日本特有の自然環境で、多くの生物が生息し、生物多様性の確保という観点からその保全が重要視されています。

しかし、今日では人々を取り巻く社会情勢の変化に伴い生活との関わりが薄れ、またこれまで管理を行ってきた人々の高齢化により、十分な管理が行き届かずに衰退しつつあるのが現状です。

また、本市は、高ボッチ高原において貴重な動植物の保護や自然環境の保全活動を行ってきました。近年は、美しい景観と自然環境により、県外からも人が訪れるようになってきていますが、貴重な動植物の採取やごみのポイ捨てが問題となっています。

(7) 法律、他計画との整合

我が国において主要な環境問題、新たに顕在化した環境問題に関する多くの法律や個別の行政計画が制定または策定されました。平成 22 年（2010 年）の「塩尻市環境基本計画後期計画」策定以降にも、環境基本法に関連する主要な法律が制定され、国・県をはじめ本市では、いくつかの個別行政計画が策定され、または策定が予定されており、それぞれの推進が図られています。

本計画においては、これらの法律や個別の行政計画と密接に連携し、整合を図る必要があります。

ア 環境基本法に関連する法律（資料編 82 ページ「我が国の環境関連法令の体系」を参照）

（ア）小型家電リサイクル法

（イ）廃棄物処理法

（ウ）資源有効利用促進法

イ 国・県・松本地域の個別行政計画等

（ア）第四次環境基本計画

（イ）エネルギー基本計画

（ウ）第三次長野県環境基本計画

（エ）長野県環境エネルギー戦略

（オ）松本地域ビジョン

環境基本計画策定後に策定された塩尻市の主な計画等（環境への取り組みを有するもの）

分野	計画
環境学習	生涯学習推進プランⅡ
地球温暖化対策	塩尻市地域新エネルギービジョン
	塩尻市地域省エネルギービジョン
	地球温暖化対策実行計画（塩尻市役所）
ごみ減量・リサイクル	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
景観保全・緑化	塩尻市緑の基本計画
自然環境	残したい塩尻の動植物～*レッドデータブック～
	塩尻市森林整備（変更）計画
全体	第五次塩尻市総合計画



第 2 章

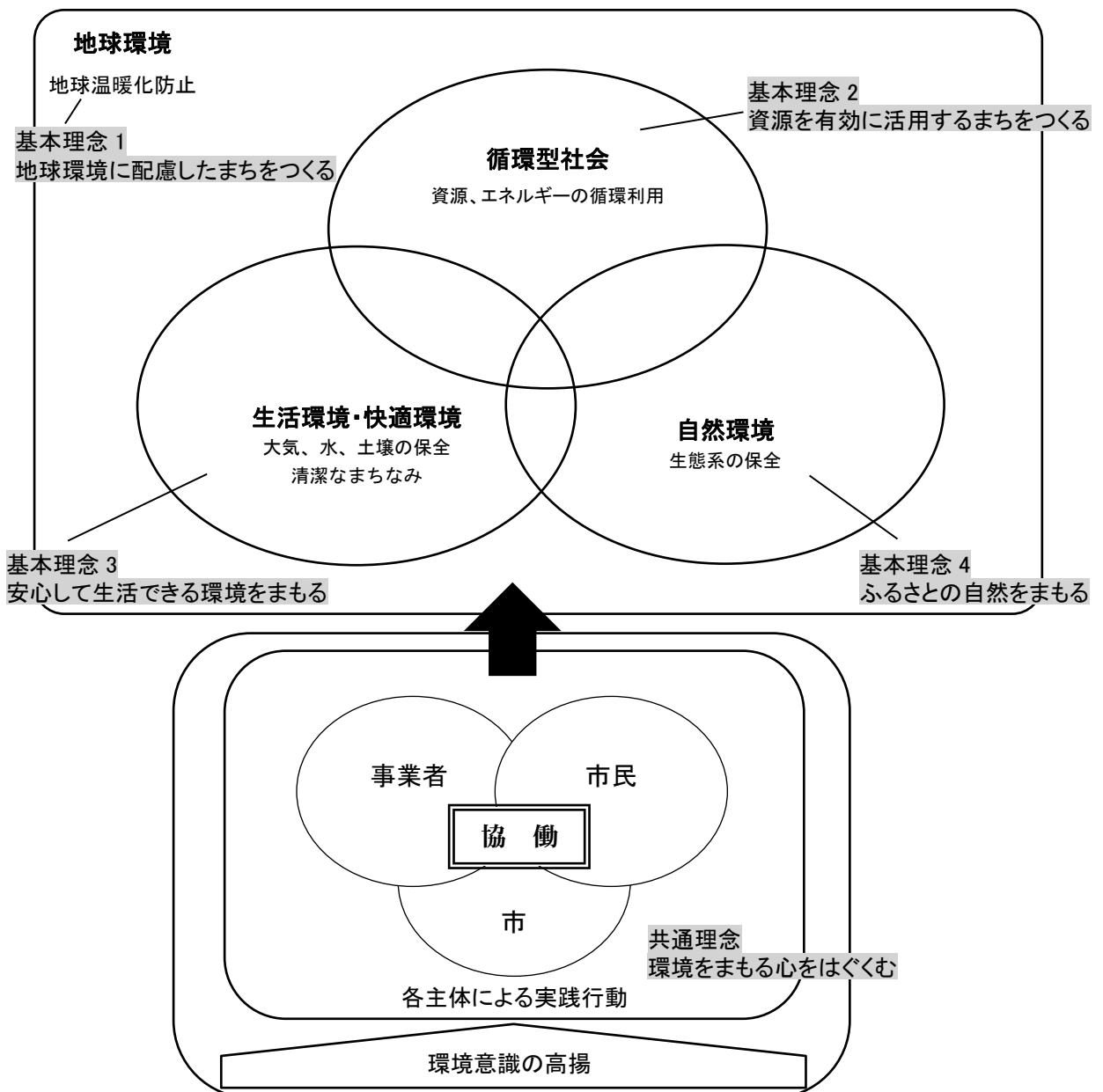
施策の展開

1 計画が目指すもの

「第二次塩尻市環境基本計画」は、第五次塩尻市総合計画の目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」の実現に向けた施策・事業を環境面から推進する役割を担っています。環境面から都市像の実現を図るため、次の共通理念及び4つの基本理念を重点にし、施策を行っていきます。

塩尻市環境基本計画の基本理念

- 共通理念 環境をまもる心をはぐくむ
- 基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる
- 基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる
- 基本理念3 安心して生活できる環境をまもる
- 基本理念4 ふるさとの自然をまもる



2 共通理念・基本理念設定の背景

共通理念：環境をまもる心をはぐくむ 対象領域：「環境学習・協働」 (19 ページ～)

○ 共通理念設定の課題と背景

- ・今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、4つの基本理念の目指す姿の実現につながる横断的施策として、「環境学習・協働」の取り組みを進めていきます。
- ・環境基本計画後期計画による取り組みで、環境学習や啓発の結果、市民の環境問題に関する知識や関心が高まってきていると思われますが、日常の取り組みに結びつくよう、環境情報の提供方法を見直す必要があります。
- ・イベントの内容や開催方法の改善や、多様な主体により開催されている講座や学習会及び体験学習等を体系化することにより、市民の理解と関心を深めていく必要があります。
- ・環境美化活動等の協働による実践行動や環境意識啓発等、地域ぐるみの取り組みに対する支援等を更に充実させる必要があります。

基本理念1：

地球環境に配慮したまちをつくる

対象領域：「地球環境」 (24 ページ～)

○ 基本理念設定の課題と背景

- ・二酸化炭素等の温室効果ガス排出量増加による地球温暖化が進行し、農作物や生態系への影響等が観測されており、より早い段階での温室効果ガス削減の取り組みが必要となっています。
- ・温室効果ガスの排出が少ない、再生可能エネルギーの活用が必要となっています。

○ 基本理念の目指す姿（目的）

- ・生活の豊かさを実感できる*低炭素社会を構築
- ・二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されています。
- ・再生可能エネルギーの*地産地消等、地域資源を活用したエネルギーの利用がされています。

○ ポイント

- ・低炭素社会実現のための取り組みを位置づけます。
- ・省資源・省エネルギーの着実な推進
- ・再生可能エネルギーの導入拡大

基本理念2：

資源を有効に活用するまちをつくる

対象領域：「循環型社会」 (30 ページ～)

○ 基本理念設定の課題と背景

- ・過去の反省をもとに物の再生利用やごみの減量への取り組みが進んでいますが、資源が枯渇し、ごみの処理が限界に突き当たることは、社会経済の持続可能な発展に支障をきたすことにつながります。
- ・ごみの発生抑制や再使用等による「物質の循環」及び森林や農地が持つ生産力や多面的機能等、自然の力の活用による「自然の循環」により、環境への負荷をできる限り少なくするとともに、持続的な仕組みが必要となっています。

○ 基本理念の目指す姿（目的）

- ・持続可能な循環型社会を構築
- ・ごみの3R運動が推進されています。
- ・森林や農地が持つ*多面的機能が保全、整備されています。
- ・地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

○ ポイント

- ・持続可能な循環型社会実現のための取り組みを位置づけます。
- ・「物質の循環」…ごみの発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・「自然の循環」…森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、地域資源等の利活用による*環境負荷の低減、地域社会の活性化

「塩尻市地球温暖化対策実行計画」

（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編））

○地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むための計画

(54 ページ～)

○ 共通理念の目指す姿（目的）

- 市民の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全
- あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。
- 様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。

○ ポイント

- 市民の環境意識を高めるとともに、協働により環境を保全するための取り組みを位置づけます。
- 市民一人ひとりの環境意識の向上
- 協働による環境保全（「している」から「している」へ）

基本理念 3 :

安心して生活できる環境をまもる

対象領域：「生活環境・快適環境」（40 ページ～）

○ 基本理念設定の課題と背景

- 安全で安心して暮らせる環境をまもるために、水資源の保全、ポイ捨てや不法投棄の防止、公害の防止及び快適な住環境の保全、ひいては美しい景観の保全は、人の生活、健康をまもるという点において非常に重要です。
- 今後も身近な環境の安全、安心をまもるための取り組みを継続していくことが必要となっています。

○ 基本理念の目指す姿（目的）

- 安全、安心、快適な生活環境の保全
- 水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- 大気等を定期的に監視、調査し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- 不法投棄やポイ捨て等が減少しています。
- 空き地、空き家等が適正に管理されています。
- 美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

○ ポイント

- 生活環境をまもるための取り組みを位置づけます。
- 水資源・水環境の保全
- 大気汚染、水質汚濁や騒音等公害の防止
- 放射能対策
- 不法投棄やポイ捨て等防止
- 空き地、空き家等の適正管理
- 美しい景観の保全、形成

基本理念 4 :

ふるさとの自然をまもる

対象領域：「自然環境」（48 ページ～）

○ 基本理念設定の課題と背景

- 生活様式の変化による里地里山の荒廃や、アレチウリ等、日本固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念される*特定外来生物の増加等の問題が顕在化しています。
- 高ボッチ高原の草地の森林化やヒメジョオン等外来植物の繁殖、動植物採取等による高原由来の自然環境の悪化が懸念されています。
- 自然環境は一度壊されると修復が非常に困難であることから、未来へ受け継いでいくための取り組みを継続していくことが必要となっています。

○ 基本理念の目指す姿（目的）

- 地域の自然環境や生態系の保全
- 地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- 里地里山や自然公園の環境が保全されています。

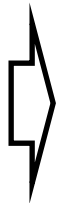
○ ポイント

- 地域の自然環境や生態系を保全するための取り組みを位置づけます。
- 里地里山等、身近な自然環境の保全
- 外来生物対策
- 自然公園の保全

3 環境基本計画後期計画との施策体系の比較

環境基本計画後期計画

基本理念	施策の方向性	施策	第二次環境基本計画への組替先
1. 環境を まもる心を はぐくむ	市民の環境意識をた かめます	環境情報の提供と意識啓発	共通理念
		環境学習の促進	
	市民とともに生活環 境をまもります	生活環境の保全促進	基本理念3
		生活公害の防止	
2. 資源を 大切にする 社会をつくる	省資源・省エネルギ ーを促進します	家庭における省資源・省エネルギーの促進	基本理念1
		事業所における省資源・省エネルギーの促進	
		自動車利用における省資源・省エネルギーの促進	
		新エネルギーの利用促進	
	ごみの減量とリサイ クルを促進します	家庭におけるごみ減量の促進	基本理念2
		事業所等におけるごみ減量の促進	
		循環型社会に向けた資源化・再利用の推進	
	計画的なごみ処理体 制をつくります	ごみ適正処理のための施設整備と運営	
3. 美しい 景観をつくる	景観を保全し、創造 します	田園景観の形成促進	基本理念3
		都市景観の形成促進	
		街道景観の形成促進	
	市民の力による景観 づくりを支援します	市民活動との連携、支援	共通理念
		景観形成住民協定締結の促進	
		花壇づくり運動の促進	
	市民とともに緑化を すすめます	公共施設・空間の緑地保全と整備 民有地緑化の促進	
4. ふるさと の自然を まもる	多様な生態系をまも ります	身近な自然環境の保全	基本理念4
		自然公園等の保全	
	森林の整備を促進し ます	森林づくりをささえる基盤整備	基本理念2
		森林の多面的機能の保全と整備	
		緑と人の共生促進	
		生産力の向上と経営環境の向上	
	良好な自然環境をま もります	水質の汚濁防止と保全	基本理念3
		大気汚染防止	
		土壌汚染防止	



第二次環境基本計画

共通理念・基本理念 (対象領域)		施策の方向性	施 策
共通理念 環境をまもる心をはぐくむ (環境学習・協働)		環境意識をたかめ、環境をまもります	環境情報の発信、意識啓発
			環境学習機会の充実
			協働による環境保全
	1. 地球環境に配慮したまちをつくる (地球環境)	持続可能な*環境エネルギー地域社会へ転換します	省資源・省エネルギーの促進
			再生可能エネルギーの利用促進
	2. 資源を有効活用するまちをつくる (循環型社会)	ごみの減量とリサイクルを促進します	ごみ減量の促進
			再使用・再生利用の促進
			ごみ適正処理のための施設整備
		森林や農地の利活用を促進します	森林の多面的機能の保全と整備
			森林資源の有効活用
			森林づくりをささえる基盤整備
	3. 安心して生活できる環境をまもる (生活環境・快適環境)	良好な生活環境をまもります	農地の多面的機能の保全と整備
			水資源・水環境の保全
			生活公害の防止
			放射能対策
			生活環境の保全促進
			空き地・空き家等の適正管理
	4. ふるさとの自然をまもる (自然環境)	多様な生態系をまもります	美しい景観の保全、形成
			身近な自然環境の保全
			自然公園等の保全

○塩尻市地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編））

構 成	内 容
1. 基本的事項	地球温暖化の現況、計画の位置づけ等
2. 地球温暖化対策への取り組み	塩尻市の地球温暖化対策の現状と課題
3. 温室効果ガス排出量の現状	温室効果ガス排出量の算定方法、推計結果等
4. 温室効果ガス排出量の削減目標	排出量の削減目標
5. 削減に向けた取り組み	具体的な取り組み内容
6. 地球温暖化への適応策	適応のための方向性

4 計画の施策

共通理念と4つの基本理念について、6つの施策の方向性と20の施策を設定し、「市」・「市民」・「事業者」の取り組みを明確にしています。

共通理念・基本理念	施策の方向性	施策	総合計画 ^{注)} で位置付けた主な取り組み・本文該当ページ	温暖化対策実行計画 ^{注)}
共通理念 環境をまもる心をはぐくむ（環境学習・協働）	環境意識をたかめ、環境をまもります	環境情報の発信、意識啓発	—	○
		環境学習機会の充実	○ 21 ページ	○
		協働による環境保全	○ 22 ページ	○
	1. 地球環境に配慮したまちをつくる（地球環境）	持続可能な環境エネルギー地域社会へ転換します	省資源・省エネルギーの促進 ○ 26 ページ	○
		再生可能エネルギーの利用促進	○ 27 ページ	○
	2. 資源を有効に活用するまちをつくる（循環型社会）	ごみの減量とリサイクルを促進します	ごみ減量の促進 ○ 32 ページ	○
			再使用・再生利用の促進 ○ 33 ページ	○
			ごみ適正処理のための施設整備 ○ 34 ページ	—
	森林や農地の利活用を促進します	森林の多面的機能の保全と整備	○ 35 ページ	—
		森林資源の有効活用	○ 38 ページ	○
		森林づくりをささえる基盤整備	○ 39 ページ	—
		農地の多面的機能の保全と整備	○ 39 ページ	○
	3. 安心して生活できる環境をまもる（生活環境・快適環境）	良好な生活環境をまもります	水資源・水環境の保全 ○ 42 ページ	—
			生活公害の防止	—
			放射能対策	—
			生活環境の保全促進	—
			空き地・空き家等の適正管理 ○ 45 ページ	—
			美しい景観の保全・形成 ○ 46 ページ	○
	4. ふるさとの自然をまもる（自然環境）	多様な生態系をまもります	身近な自然環境の保全 ○ 50 ページ	—
			自然公園等の保全 ○ 51 ページ	—

注)第五次塩尻市総合計画、塩尻市温暖化対策実行計画と共通の施策